

# ガバナンス改革について

討議用資料

大阪府市新大学構想会議

2013年8月27日

# 目次

1. 現行のガバナンス体制の課題
2. 改革の方向性
  - (1) 経営と執行の分離
  - (2) 学外の知見・経営ノウハウの導入
  - (3) 時代のニーズに合った教員人事
  - (4) 目標管理と評価
  - (5) キャンパス戦略

# 1. 現行のガバナンス体制の課題

- 府立大学、市立大学ともに独法化や合理化の過程で、この数年間、運営の仕組みを変えてきた。
- しかし、時代の流れを先取りしたダイナミックな資源(ヒト、モノ、カネ)の重点配分ができる体制に向けて一層の改革が求められる。
- また、評価(教員活動評価、授業評価など)結果の公開に基づく自律改善の仕組みや透明性の確保が不十分である。
- 新大学の設計にあたっては、これらのガバナンス課題を解決できる体制を構築すべきである。

# 現行の府大・市大のガバナンス課題

<u>テーマ</u>	<u>見直し対象とすべき制度</u>
(1) 経営と執行の分離	① 理事長と学長の分離 ② 学長選考の方法 ③ 学部長等選考の方法
(2) 学外の知見・経営ノウハウの導入	④ 学外出身理事の数と分担領域
(3) 時代のニーズに合った教員人事	⑤ 専任教員の採用・昇進のプロセス及び特任、非常勤等の採用、人事管理
(4) 目標管理と評価	⑥ PDCAの仕組み、授業評価等の人事評価への反映
(5) キャンパス戦略	⑦ これからのキャンパス戦略の構築

## 2. 改革の方向性

### (1) 経営と執行の分離

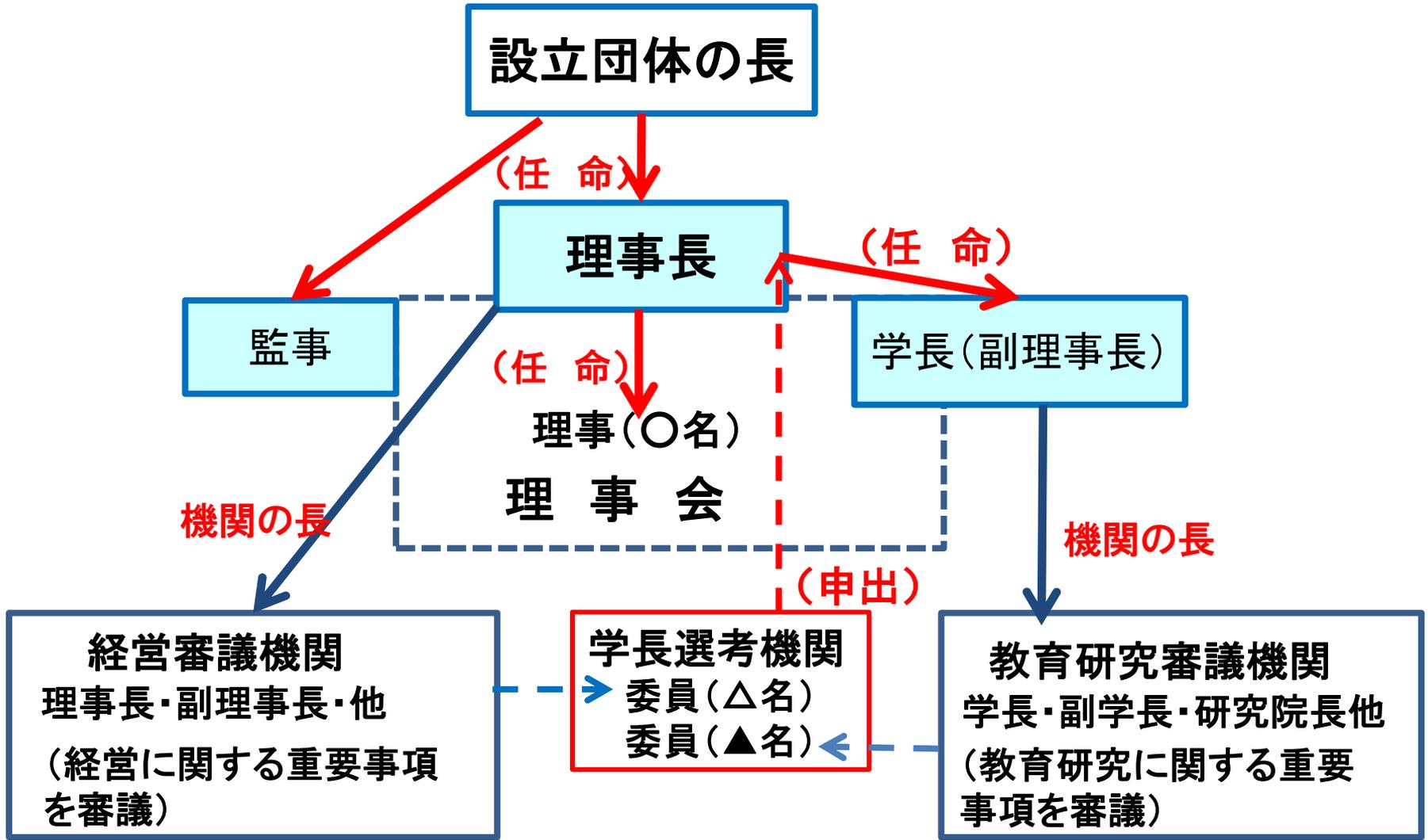
#### ① 理事長と学長の分離

- 現在の府大、市大とも、理事長が学長を兼務している。
- 国内の他の公立大学では、法人化している63法人の1/3にあたる21法人が、理事長と学長を分離している。
- 一般論としては、分離にはメリット、デメリット両方があるが、ガバナンスレベルの改革や、統合などの大きな構造改革を行うためには、分離型が有効。

理事長は法人全体の改革を強力に推進

学長は教育・研究を中心に大学運営に専念

# 理事長と学長の分離と管理体制のイメージ



## 理事長、学長を分離している公立大学法人の状況(平成25年度)

### ○理事長・学長の分離の状況

全63公立大学法人中、21法人

### ○理事長の出身・経歴 (★印は、医学部のある大学)

#### 民間人【5法人】

- ・首都大学東京(東京都)＜4学部＞ 兼 日本サッカー協会最高顧問
- ・北九州市立大(北九州市)＜6学部＞ 兼 JR九州会長
- ・愛知県立大(愛知県)＜5学部＞ 元トヨタ自動車副社長
- ・埼玉県立大(埼玉県)＜1学部＞ 元 埼玉りそな銀行頭取
- ・高崎経済大(高崎市)＜2学部＞ 弁護士

#### 行政関係者【9法人】(※)

- ・岩手県立大(岩手県)＜4学部＞ 元県教育長
- ・横浜市立大(横浜市)＜2学部＞★ 元市局長
- ・長崎県立大(長崎県)＜3学部＞ 元副知事
- ・福井県立大(福井県)＜4学部＞ 元県部長
- ・宮崎公立大(事務組合)＜1学部＞ 元市副市長
- ・京都府立大(京都府)＜3学部＞ 元府知事
- ・青森公立大(青森市)＜1学部＞ 元市部長
- ・石川県立大(石川県)＜1学部＞ 元県参与
- ・前橋工科大(前橋市)＜1学部＞ 元県部長

#### その他【7法人】

- ・熊本県立大(熊本県)＜3学部＞ 元防衛大校長
- ・静岡県立大(静岡県)＜5学部＞ 元京大医学研究科長
- ・下関市立大(下関市)＜1学部＞ 元同大学長
- ・高知工科大(高知県)＜4学部＞ 法人化前の同大学長
- ・都留文科大(都留市)＜1学部＞ 元駒澤大総長
- ・静岡文化芸術大(静岡県)＜2学部＞ 元東大総長・元文部大臣
- ・名桜大学(事務組合)＜2学部＞ 元東洋大教授

(※)地独法第16条により、政府又は地方公共団体の常勤職員は役員になれない。

## ② 学長選考の方法

- 法人化した大学において、理事長・学長一体型の場合、法人の経営審議機関と教育研究審議機関の構成員のうちから選出された者で構成する理事長・学長選考会議の申し出に基づき、設立団体の長が理事長・学長を任命する(地独法71条)。
- 選考会議の選考に際し、意向投票を行うかどうかは法律事項ではない。慣習として国立大学で行っている例が多いが、公立大学では、大阪市立大学、下関市立大学など数例しかない。
- 加えて、現行の市大方式は、選考委員の2/3が学内者であり、学内関係者の意向を強く反映する仕組み。
- 府大は、法人化を契機に学内の意向投票を廃止したが、市大は従来から、学内の意向投票を実施しており、法人化後も引き続きこの手法により実施してきた。
- 理事長と学長を分離した場合の学長選考方法は、法人の経営審議機関と教育研究審議機関の構成員のうちから選出された者で構成する学長選考会議の選考に基づき行う、となっている(地独法71条、P5概念図)。

# 現行の学長の選考方法

	府立大学	市立大学	国立大学
任命権者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選考会議の申し出に基づき、設立団体の長が理事長・学長を任命する。</li> <li>・選考会議委員は、経営会議と教育研究会議においてそれぞれ選出される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選考会議の申し出に基づき、設立団体の長が理事長・学長を任命する。</li> <li>・選考会議委員は、経営審議会と教育研究評議会においてそれぞれ選出される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選考会議の申し出に基づき文部科学大臣が学長(=法人の代表)を任命する。</li> <li>・学長は、選考会議委員構成など規程に基づき選考会議委員を任命する。</li> </ul>
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員総数は6名</li> <li>・経営会議と教育研究会議から半数ずつ</li> <li>・委員総数の2分の1は学外者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員総数は6名</li> <li>・経営審議会と教育研究評議会から半数ずつ</li> <li>・経営審議会選出3名のうち1名は「副理事長」もしくは「理事」</li> <li>・教育研究評議会選出3名のうち1名は「学長が指名する理事」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営協議会(経営審議機関)と教育研究評議会(教育研究審議機関)から同数ずつ</li> <li>・学長又は理事を追加可能(但し、委員総数の1/3以内)</li> <li>・経営協議会からの委員は学外者</li> <li>・教育研究評議会からの委員は機関長と職員 (国立大学法人法の規定による)</li> </ul>
選考方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員は2人以下の理事長候補者を推薦することができる</li> <li>・教員は委員に対し候補者案を申出できるが、推薦は委員の判断</li> <li>・選考会議で、最終的に1人を理事長予定者として決定する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員による第一次意向投票を行い、第一次候補者を決定</li> <li>・第一次候補者の中から、               <ol style="list-style-type: none"> <li>①教授、准教授、講師及び助教</li> <li>②課長級以上の職員</li> </ol>               による第二次意向投票を実施             </li> <li>・選考会議は同意向投票を尊重して理事長候補を決定する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人法の運用は各大学の裁量にゆだねられている</li> <li>・校内選挙等の意向投票の実施の有無は各大学ごとに異なる。</li> </ul>

## 学長・理事長分離体制のもとでの学長選考の考え方

- ① 理事長と連携して大学運営にあたる責任  
理事長と連携して大学改革をリードする人材を選任すること
- ② 設立団体の意向を反映  
大学運営に関して設立団体の長や議会と協調し、市民に対して十分に責任を負える人材を選任すること
- ③ 学内の意向を反映  
教育・研究や改革の実際の担い手である教職員のモチベーションの向上につながる選考方法であること
- ④ 全学意向投票の廃止  
学内部局間、キャンパス間でしこりの原因を除くこと

# 学長選考会議の見直し

## 現行(市大のケース)

### 1. 学長選考会議の構成

- 総数: 6名【定款】  
(経営審議会: 3名、教育研究評議会: 3名)【定款】
- 経営審議会のうち1名は「副理事長」or「理事」【定款】
- 教育研究評議会のうち1名は「理事」【定款】

### 2. 候補者の推薦手続

- 第一次意向投票により学内調査(専任教職員)【会議】
- 投票により選出された者を本人確認のうえ第一次候補者とし、それ以外に選考会議が本人同意を得て、2名まで第一次候補者を追加推薦【会議】

※【会議】とは、選考会議で定められた法人規程を指す。以下同じ。

### 3. 選考手続き

- 第一次候補者について、第二次意向投票(専任教員と課長以上の職員)により絞り込み【会議】
- 第二次意向投票の結果を尊重して、最終候補者を選出【会議】

## 新大学

### 1. 学長選考会議の構成

- 総数 8名 経営審議機関4名、教育研究審議会4名
- 理事長、学長を除く。学外者は5名以上確保し、1名は委員長とする
- 総数は、多様な視点から人物評価がなされ、活発な議論が可能となるとともに、最終的に「決められる」人数を想定

### 2. 候補者の推薦手続

- 選考会議が選考対象とする「候補」の推薦ルール。以下の推薦人のうち5名以上の推薦を受けた人、学内外、国内外を問わない
- 理事長・学長・選考委員を除く経営審議機関委員、学長・選考委員を除く教育研究審議機関委員、事務局長・同次長を除く事務幹部職員 以上が推薦人
- 執行体制を担ってきた幹部教職員の(5名以上)の支持による円滑な運営可
- そのほか一般教職員が推薦人となる場合は20名の推薦が必要。一般教員の意向投票はしない

### 3. 選考手続き

- 推薦された候補者の中から選考会議が書類審査・面接を経て最終候補者を選定、理事長が最終任命。設立団体の長に報告

詳細については、選考会議での議論に委ねる

### ③ 学部長等選考の方法

- 市大では、学部長は教員による互選で選ばれている。学部長は、他方では、教育研究評議会委員でもあり、学長とともに大学運営を牽引するに適しているか人物か否かの視点から判断されていない。
- 府大もかつては教授会による選考だったが法人化を契機に改革。今は学域長等の推薦に基づき、理事長が選考・任命することとし、学域長等は、当該学域等の専任教授のうちから学域長等候補者として2名以上の者を理事長に推薦している。（推薦方法は問わない。）
- 新大学では、研究院長等部局長が2－3名を推薦し、学長がその中から選考し、理事長が任命することとする。（但し、開設時別途検討する）

## (2) 学外の経営ノウハウの導入

### ④ 学外出身理事の数と分担領域

- 現行の府大は、理事6人中3人(50%)、市大は副理事長・理事長計7人中3人(43%)、学外者が参画しているが、役割は限定的。しかも、学外には行政職員(設立団体出身者)を含む。
- 民間経営のノウハウや学外者のフレッシュな視点を反映させるためには、数を増やしたうえで、学外出身理事が総務や財務など社会経験が活かされたり、全学教育、社会人大学院など社会人の視点が特に重視される部署を担当することが有効である。

# 現状の役員体制比較

## 府立大学

役職	役割	出身	
理事長・学長		府大教授	常勤
理事・副学長	教育研究	府大教授	常勤
理事	総務調整	府職員	常勤
理事	工業高等専門学校	高専校長	常勤
理事	広報渉外	民間企業	常勤
理事	会計	会計士	非常勤
理事		(現在空席)	—

## 市立大学

役職	役割	出身	
理事長兼学長		市大教授	常勤
副理事長	総務・財務・人事	市副市長	常勤
理事兼副学長	教育・学生	市大教授	常勤
理事兼副学長	研究・地域貢献・国際交流	市大教授	常勤
理事兼病院長	病院経営	市大教授	常勤
理事	産学連携・知財・情報	民間企業	常勤
理事	財務・会計	会計士	非常勤

# 現状と将来のイメージ

これまで

理事長＝学長  
副理事長(市大のみ)  
理事＝副学長  
理事＝副学長(市大のみ)  
理事  
理事  
理事\*  
理事\*

監事  
監事(府大のみ)

\*は学外出身

新大学

理事長  
副理事長＝学長  
理事1\*( )  
理事2\*( )  
理事3(副学長)  
理事4(副学長)

※副学長の兼務は2名まで

学長  
副学長・理事 2  
副学長(非理事 2-3)

監事  
監事

# 役員体制の構成イメージ

理事長

副理事長(=学長)

理事

学士教育・学生

研究・大学院

全学教育・社会人大学院

総務・財務・職員人事・評価

広報・渉外・国際交流

産学連携・知財・地域貢献

病院長

高専校長

キャンパス整備担当

学内

学内

外部

外部

学内

学内

学内

事務局次長

監事

弁護士 非常勤

会計士 非常勤

・理事長と監事は、設立団体の長が任命

・副理事長と理事は、理事長が任命

# 理事長、学長、理事の任期

•現在の府大、市大の任期は次表のとおり。

	府大	市大
理事長	2年(2年ごとに再任可。ただし6年まで)	4年(再任1回のみとし、再任後の任期は2年)
学長	理事長と同じ	理事長と同じ
副理事長	—	規定なし(任命時に明示)
理事	2年(再任可)	規定なし(任命時に明示)
監事	2年(再任可)	2年(再任可)

# (3) 時代のニーズに合った教員人事

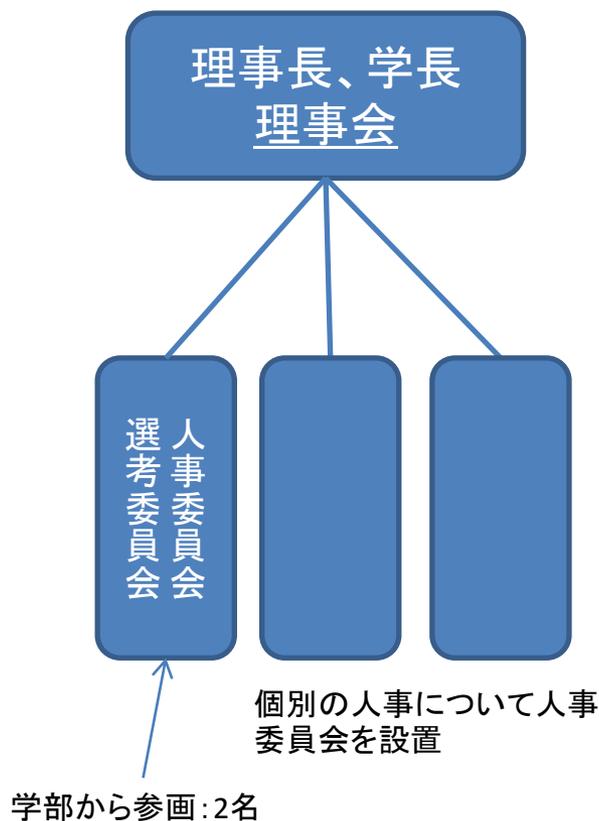
## ⑤ 専任教員の採用・昇進のプロセス及び特任、非常勤等の採用、人事管理

### 人事委員会の現状

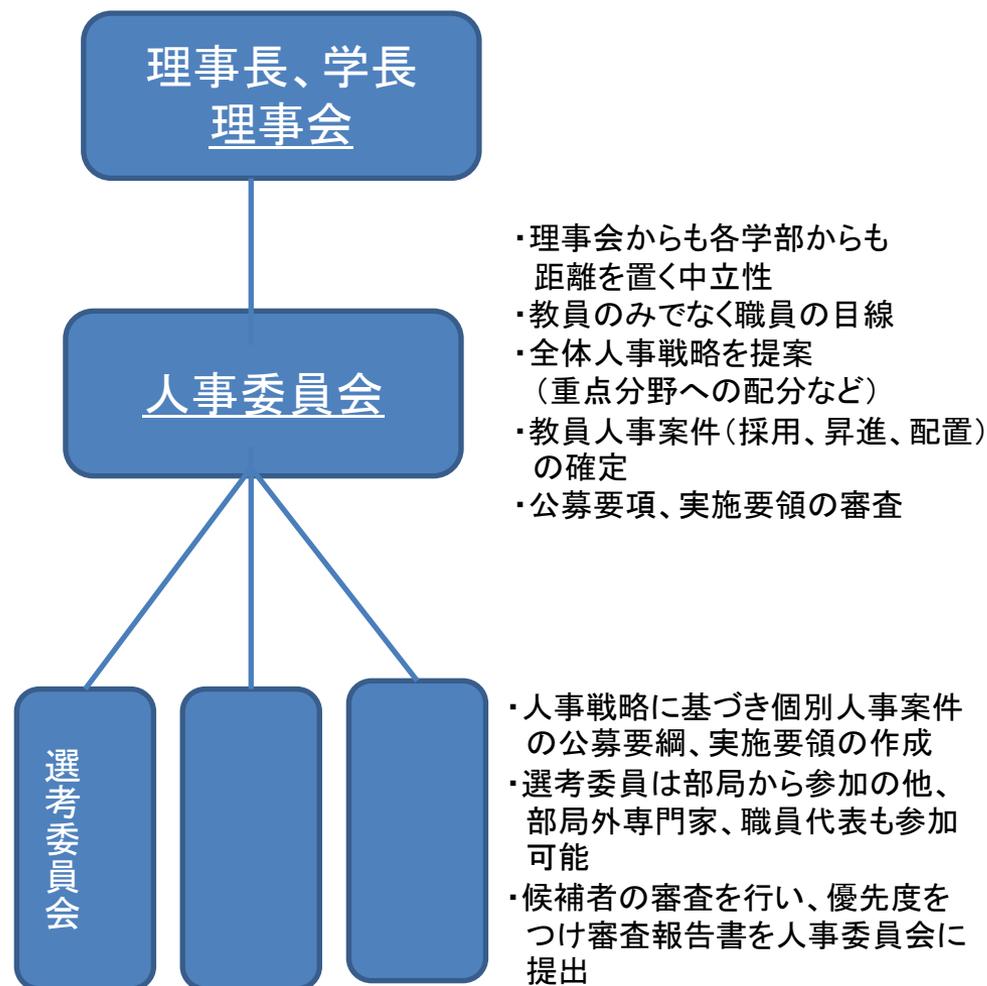
	府立大学	市立大学	国立大学(北海道大学)
根拠	法人規程	法人規程	法人規程
職務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の採用及び昇任に係る試験及び選考</li> <li>・教職員の降任、休職、解雇及び懲戒の審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の採用及び昇任の審議及び選考</li> <li>・教員の降任及び解雇の審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教授会を置かない組織に属する教員、特任教員、客員教員及び招へい教員の選考</li> </ul>
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長が指名する理事(常任:教育研究担当、総務調整担当、広報渉外担当)</li> <li>・教員の採用・昇任事案について、必要に応じて以下の者が参加 申出部局の長及び所属長 申出部局以外の部局長等(2名) 副学長(1名)</li> </ul>	下記の5名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事及び副学長(常任委員) 3名</li> <li>・採用又は昇任の申出を行った部局の長 1名</li> <li>・申出した部局以外の部局の長又は理事長が指名する者 1名</li> </ul>	下記の6名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・総長</li> <li>・理事</li> <li>・下記区分ごとに、それぞれ教育研究評議会から選出された者 1名 文系の研究科・研究組織の長 理系の研究科・研究組織の長 医学系の研究科・研究組織の長 各附置研究所等の長</li> </ul>
選考主体	人事委員会にて選考 <ul style="list-style-type: none"> <li>・選考の公平公正を期すため、平成25年度から、委員長である理事が申出の部局長を兼ねる場合、他の理事が委員長を代行。</li> <li>・また、平成25年度から副学長を新たに委員に指名。</li> </ul>	人事委員会のもとに選考委員会を設置して選考 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事委員会委員長が指名する申出のあった当該分野又は関連する分野の教員の4名以上で構成</li> <li>・当該選考を行うために必要と判断された場合には、学内外の者も指名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ選考委員会を置くことができる</li> </ul>

# 人事委員会の体制

## 現行(市大)



## 新大学



# 人事委員会の役割

## 1. 人事委員会

- ① 教職員人事は教学事項であるとともに、優れて経営事項であることから理事会のもとに「人事委員会」を置き、大学の教員人事を統括する。
- ② 構成は、学長を委員長に、研究、教育担当を含む副学長3名、戦略性・公平性を担保する視点から学外理事2名を加え、計6名とする。
- ③ ここで審議する人事の対象は、大学に所属する教授、准教授、講師、助教、助手等の専任教員及び授業・研究等の担当を依頼する特任・特命教員を含むすべての非常勤教員・研究員である。なお、定年退職した一部の教員を任期をつけた特任教授として再雇用する制度を継続するとともに、時代の流れに合わせた人材の流動的採用のために、実務経験者(3年以上の経験)の任期をつけた特命教員枠を設ける。特任、特命教員の人事も人事委員会の対象とする。
- ④ 人事委員会は、教員の採用・昇任基準を明確にし、これを公表するとともに、これに基づいて選考結果の適切性を判断する。

- ⑤ 人事委員会は、これらの人事についての中期計画期間中の長期戦略、採用・昇任・教育組織への配置転換等について研究院長の申出を参考にして、毎年度の教授・准教授・専任講師等の専任教員の人事計画を策定し、理事会の了承をえる。
- ⑥ そのほかの非常勤の教員については、担当授業科目に係る教育組織教授会で、非常勤研究員については、関係する研究院、研究所、同センター等の教授会または委員会で選考し、人事委員会で確定する。非常勤教員・研究員の活動実績は、年2回人事委員会に報告する。問題があると判断した場合は、人事委員会は解雇を勧告することができる。
- ⑦ 職員については、プロパー、出向、委託など事務職員の配置計画および幹部職員人事について審議する。
- ⑧ プロパー職員については、安定したキャリアパスの方向性を明示するとともに、必要な研修、学内昇任試験等の措置を課す。

# 教員人事選考委員会の役割

## 2. 教員人事選考委員会

- ① 人事委員会は、理事会で了承された年度計画に基づいて、人事選考委員会を個別に設置する。ここには、関係する研究院長、学部・学域、研究科等の教育組織の長、選考する教員の専門領域をピア評価できる学内外の教員数名、および人事委員1名、計7名によって構成する。
- ② 採用は、原則として公募で行い、その選考は、書類選考、面接、模擬授業によって行う。
- ③ 選考は、合議制を原則とするが、最終的には出席委員の過半数の同意をもって「候補者」を決める。
- ④ 選考委員会は、選考過程を人事委員会に報告する。

# 非常勤教職員の現状

## 府立大学

区分	役割	人数	任期	報酬
非常勤講師	授業・実習、研究指導	498	1年以内更新有	時給 1,890～ 5,810円
特認教授 特認准教授 特認助教	プロジェクト研究等の推進	11	1年以内更新有	日額 25,600 円以内 又は 月額64 万円以 内で個 別に定 める  理事長 が特に 必要と 認める 場合の 特例有
特命教授	本学定年退職教員で院生指導、プロジェクト研究等に從事	3	1年以内更新有	
寄附講座教員	寄附講座における教育研究	4	1年以内更新有	
産学官連携教員	地域連携研究機構における共同研究、受託研究	2	1年以内更新有	
教育拠点形成教員	大学教育支援プログラムにおける教育研究	2	1年以内更新有	
プロジェクト研究教員	プロジェクト研究	4	1年以内更新有	
合計		524		

備考：人数は、H25.7.31現在の雇用契約締結者数。  
特命教授、プロジェクト研究員で非常勤講師を兼務している者は特命教授等に計上。(3名)  
寄附講座教員、プロジェクト研究教員で特認教授・助教である者は特認教授等に計上。(9名)

## 市立大学

区分	役割	人数	任期	報酬
特任教員 (教授)	教育・研究に從事 (専任教員と同様)	10	1年更新、 10年上限	時給 3,552円
特任教員 (准教授)		10		時給 2,737円
特任教員 (講師)		35		時給 2,366円
特任教員 (助教)		28		時給 2,036円
★特任教員 (教授)		18		時給 3,552円
非常勤講師	授業・実習、研究指導	709	1年以内、更新有	

★定年退職65歳以上(現役世代以外)の教員

備考：報酬欄には、短時間勤務の特任教員(1週の勤務時間37時間30分以内)の時給を記載。  
なお、フルタイム勤務の特任教員は、大阪市立大学教職員給与規程規則別表第3に定める教職員給料表の額。

## (4) 目標管理と評価

### ⑥ PDCAの仕組み、授業評価等の人事評価への反映

#### 1. 4つのコンセプトを柱とする中期目標・中期計画の策定

- ① 研究で世界と戦える大学
- ② 次代を拓く人材を養成する大学
- ③ 地域活力の源泉となる大学
- ④ 柔軟で持続的に改革する大学

#### 2. 全学的な自己点検・評価体制の構築

全学の自己点検・評価委員会 委員長は評価担当副学長とする  
全部局に自己点検評価委員会—各部局の教育・研究・貢献・管理分野

#### 3. 全学委員会に基本情報を集約、外部評価に迅速に対応

#### 4. 法人評価システムの再構築—昨年の評価を今年の活動に生かす

#### 5. 認証評価への対応—教育の内部質保証体制の構築

#### 6. 教員評価の体系化と実施

#### 7. 事務局による授業評価の実施・集約・公表→教員の授業改善

# 授業評価の現状

## 府立大学

区分		趣旨	公開
学域・学部	授業ふり返り (授業アンケート)	学期末に、自らの学びを学生に自己評価してもらうことで授業への取り組み姿勢や理解度を教員が把握するとともに、学生からの授業改善要望を聞き、後期・次年度の授業改善へとつなげる	公開(学内のみ) ※自由記述を除いた集計結果を開示
	教員コメント	授業アンケートを受けて、教員からのコメント・反論と、授業を受けた学生への最後のメッセージを届ける	公開(学内のみ)
大学院	大学院授業アンケート	学期末に、自らの学びを学生に自己評価してもらうことで授業への取り組み姿勢や理解度を教員が把握するとともに、学生からの授業改善要望を聞き、後期・次年度の授業改善へとつなげる	公開(学内のみ) 非公開の研究科もあり
	大学院教育アンケート	授業や教員一般に対する意見や要望を集め、教育内容・方法の改善を行っていくための基礎資料を得る	公開(学内のみ)

## 市立大学

区分		趣旨	公開
全学共通科目 総合教育科目B (講義科目)	前期・後期 アンケート	学生の修学の様相を科目担当者が知るための材料として使い、授業アンケート調査に回答した受講者に対して直接調査結果を反映・還元する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業担当者へアンケート結果をフィードバック</li> <li>・学生やその他の教員へは公開されていない。</li> </ul>

## (5) キャンパス戦略

### ⑦ これからのキャンパス戦略の構築

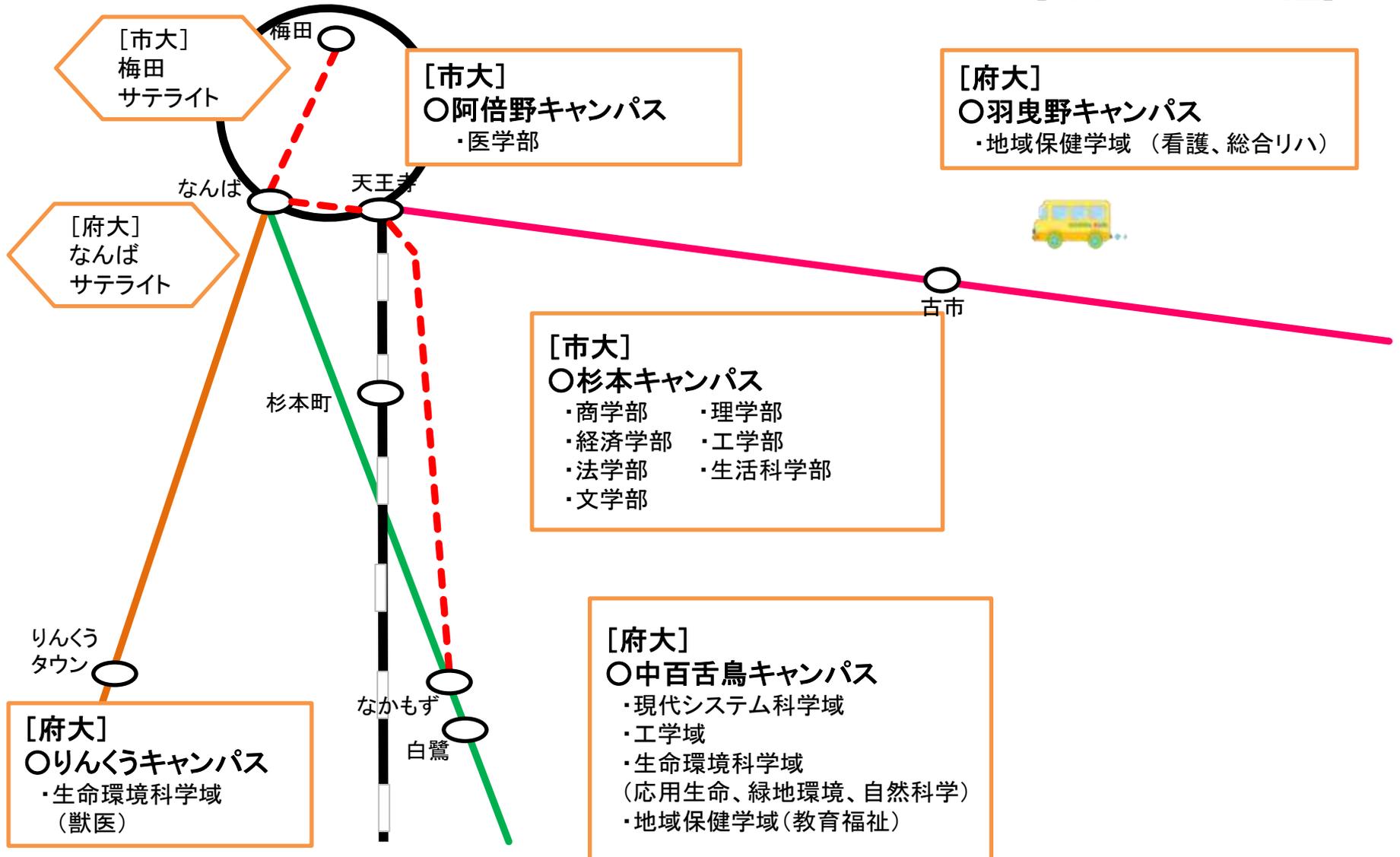
1. キャンパス配置基本方針の確認と中期計画に記載
2. 全学キャンパス委員会設置一専任担当理事を置く
3. 基本方針の工程表・実行一学内意思統一、設立団体との折衝
4. キャンパス・ガバナンスの実現

#### ■ キャンパス配置の基本方針

- 原則として、同じ学部・学域は、同一キャンパスに配置する(当面は現行キャンパスを活用する)
- 各キャンパス毎に特徴を出す  
(医療系、学術系、学際系など)
- キャンパス・ガバナンスも考慮する
- 将来的には、大阪市内中心部への新たなキャンパスの配置も検討
- 全学組織も合理的な配置を推進する
- 梅田、なんばの「サテライト」については、都心キャンパスとして社会人教育の拠点に活用する

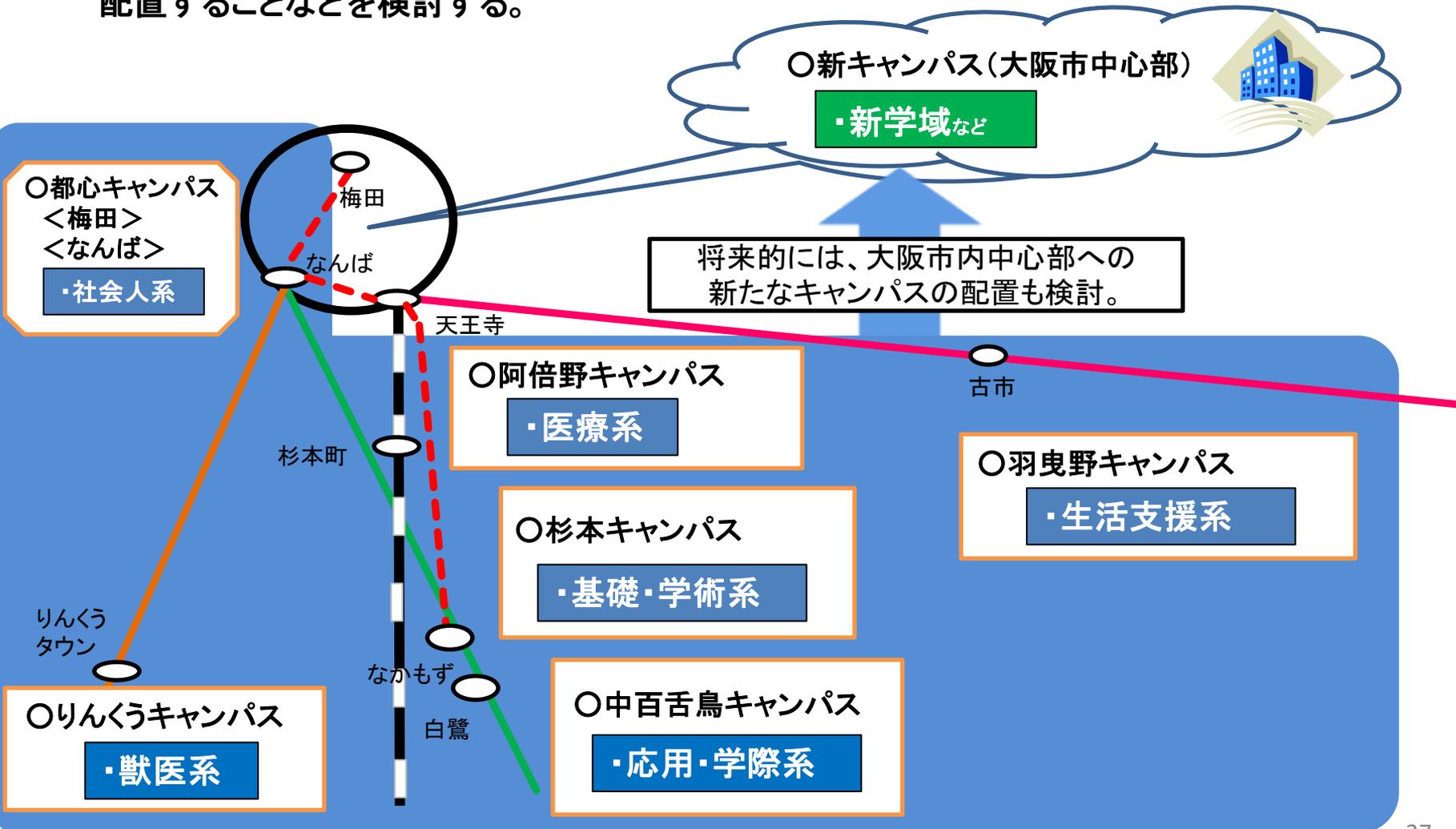
# キャンパスの現状

【現行のキャンパス配置】



# 将来のキャンパスイメージ(案)

- キャンパス配置の基本方針によるキャンパスイメージを例として示す。
- 新キャンパスは、例えば、両大学の統合・再編によりキャンパスが分散される分野を中心に配置することなどを検討する。



# 現在のキャンパス状況

キャンパス		学生数 (人)	校地面積・ 延床面積 (㎡)	配置 (学部・学域等)
府大	中百舌鳥	6,631	土地:465,267 建物:190,020	現代システム科学域・工学域・生命環境科学域・ 地域保健学域
	羽曳野	1,000	土地:50,996 建物:36,801	地域保健学域(看護、総合リハビリテーション)
	りんくう	334	土地:12,094 建物:17,306	生命環境科学域(獣医)
	なんばサテライト	86	建物:2,751	経済学研究科(社会人大学院)
市大	杉本	7,163	土地:261,524 建物:182,118	商・経済・法・文・理・工・生活科学
	阿倍野	1,016	土地:30,716 建物:171,331	医(医・看護)
	梅田サテライト	314	土地:263(区分所有) 建物:2,326	創造都市(院)

## <課題>

- ・新大学では、全学共通教育部門や再編学部等を中心に、キャンパスが分散する。
- ・キャンパスが都心にあることで、学生の利便性のほか、学外機関等の連携が密になる教育研究部門もある。
- ・一方で、理系の実験施設等、移設に多大なコストを要し、容易には移設できない学部等もある。

# キャンパスごとの学生数と主要な学舎面積(学部・学域単位)

## 府立大学

	組織	学生数 (人)	延床面積 (㎡)
中百舌鳥	工学域・研究科	2,924	48,226
	生命環境科学域・研究科 (獣医除く)	1,566	44,369
	地域保健学域・研究科 (教育福祉・人社)	792	9,304
	現代システム科学域・研究科 (社会人除く)	1,349	5,554
	高等教育推進機構 (総合教育研究機構棟)	—	13,608
	その他(事務局、産学官連携部門、学生センター等)	—	68,958
	羽曳野	地域保健学域・研究科(看護)	604
地域保健学域・研究科(総リハ)		396	10,274
その他 (事務局、図書厚生棟等)		—	13,288
りんくう	生命環境科学域・研究科 (獣医)	334	17,306
なんば	経済学研究科(社会人)	86	2,751

## 市立大学

	組織	学生数 (人)	延床面積 (㎡)
杉本	商学部・経営学研究科	1,036	3,858
	経済学部・経済学研究科	1,011	4,155
	法学部・法学研究科	892	6,838
	文学部・文学研究科	899	8,383
	理学部・理学研究科	1,013	17,346
	工学部・工学研究科	1,663	28,039
	生活科学部・生活科学研究科	649	8,352
	創造都市研究科	—	2,085
	その他(学術情報総合センター、体育館、講堂、学生施設等)	—	134,596
阿倍野	医学部・ 医学研究科・看護学研究科	1,016	48,155
	その他(福利施設等)	—	728
梅田	創造都市研究科	314	1,344
	その他	—	982

※学域・研究科には旧学部を含む。